

山梨県公報

号外第十二号

平成二十年

三月二十八日

金 曜 日

目 次

山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例	五
山梨県等設置条例の一部を改正する条例	六
山梨県監査委員条例の一部を改正する条例	六
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	六
山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	六
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	〇
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	〇
山梨県土地開発基金条例の一部を改正する条例	〇
山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例	一
山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例	一
山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	三
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	三
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例	四
山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例	四
山梨県都市公園条例の一部を改正する条例	六
山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	七
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県立美術館設置及び管理条例の一部を改正する条例	一〇
山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例等を廃止する条例	一四
山梨県立保存民家設置及び管理条例を廃止する条例	一五
山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例	一五
山梨県奨学金貸付条例を廃止する条例	一六

条例のあらまし

- 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例**(条例第一号)(国保援護課)
- 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第百十六条第一項の規定に基づき、山梨県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)を設置することとした。
 - 後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するために当該後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用額の見込額に乘じることとなる条例で定める割合は、一万分の九とすることとした。
 - 基金へ積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 基金は、法第百十六条第一項第一号に掲げる事業に係る交付金の交付及び同項二号に掲げる事業に係る貸付けを行う場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
 - その他基金の管理等に関し必要な事項を定めることとした。
 - この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県等設置条例の一部を改正する条例**(条例第二号)(新行政システム課)
- 知事政策室及び土木部の機能強化を図るとともに、知事の直近下位の内部組織を部及び局に整理したことに伴い、次の改正を行うこととした。
 - 知事政策室の名称を知事政局に改めることとした。
 - 土木部の名称を県土整備部に改めることとした。
 - その他規定の整備を行うこととした。
 - この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県監査委員条例の一部を改正する条例**(条例第三号)(監査委員事務局)
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員は、健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査についての意見を、審査に付された日から三十日以内に知事に提出しなければならないこととした。
 - この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**(条例第四号)(市町村課)
- 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。
 - 次の法令に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
 - 児童福祉法
 - 屋外広告物法及び山梨県屋外広告物条例
 - 水道法
 - 母子保健法

- (5) 都市計画法
- (二) 新たに次の法令に関する事務の一部を市町村が処理することとした。

- (1) 地方自治法
 - (2) 建築基準法
 - (3) 採石法
 - (4) 母子及び寡婦福祉法
 - (5) 砂利採取法
 - (6) 騒音規制法
 - (7) 都市計画法
 - (8) 悪臭防止法
 - (9) 公有地の拡大の推進に関する法律
 - (10) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
 - (11) 国民生活安定緊急措置法
 - (12) 振動規制法
 - (13) 浄化槽法
 - (14) 不動産登記法
 - (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例** 条例第五号（人事課）
- 1 県立看護大学短期大学の廃止及び専門学校山梨県立農業大学の開校に伴い、条例の適用対象となる職員の所属から「短期大学」を削り、「農業大学校」を加えることとした。
 - 2 この条例は平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例**（条例第六号）（長寿社会課）
- 1 介護サービス情報の公表制度における調査事務等の見直しにかんがみ、別表第二介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料の額について次の改正を行うこととした。
 - (一) 介護サービス情報調査手数料の額を「四万二千元」から「三万一千元」に改めることとした。
 - (二) 介護サービス情報公表手数料の額を「一万五千元」から「一万三千元」に改めることとした。
- 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

- 山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第七号）（衛生薬務課）
- 1 薬事法等の一部改正にかんがみ、次の手数料を定めることとした。

- (一) 登録販売者試験手数料 一万四千元
 - (二) 販売従事登録手数料 七千六百元
 - (三) 販売従事登録証書換え交付手数料 二千元
 - (四) 販売従事登録証再交付手数料 三千元
- 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県土地開発基金条例の一部を改正する条例**（条例第八号）（管財課）
- 1 土地開発公社の債務を円滑に処理するため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 基金は、基金の設置目的を達成するために必要な経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができることとした。
 - (二) 基金の額は、予算の定めるところにより追加して積立てが行われたときは積立額相当額増加し、(一)により処分が行われたときは処分額相当額減少することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例** 条例第九号（福祉保健総務課）
- 1 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、職業能力開発校等を社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸与の対象となる養成施設等から削除することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例**（条例第十号）（障害福祉課）
- 1 心身障害者扶養共済制度の掛金の月額を改定することとした。
 - 2 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときに支払われる死亡弔慰金の額を改定することとした。
 - 3 一定期間以上心身障害者扶養共済制度に加入していた者が脱退し、又は口数を減少した場合、その者の加入期間等に応じて支払われる脱退一時金の額を改定することとした。
 - 4 その他規定の整備を行うこととした。
 - 5 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）（衛生薬務課）
- 1 火葬率の上昇及び墓地の拡張が困難な状況にかんがみ、墳墓一区画当たりの面積の下限（三平方メートル）を定める規定を削除することとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）（工業振

（興課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。
2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）
（職業能力開発課）

1 専門課程の授業料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	授 業 料
学生	年額 三八一、七〇〇円
聴講生	一単位につき 四、八〇〇円

2 専門短期課程の受講料の額を次のとおり改定することとした。

区 分	受 講 料
専門短期課程	一訓練科一人につき 三、二〇〇円以上 八、一〇〇円以下

3 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
（花き農水産課）

1 県立富士湧水の里水族館の効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。

（一） 指定管理者制度の導入に伴う改正

（1） 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。

- (i) 指定管理者が行う業務の範囲
- (ii) 指定管理者の指定の手續
- (iii) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
- (iv) 事業報告書の作成及び提出

（2） この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることと

した。

（二） 利用料金制の導入に伴う改正

（1） 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。
（2） 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

（3） 利用料金の還付及び減免について規定することとした。

2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、1（一）（二）については、公布の日から施行することとした。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（都市計画課）

1 芸術の森公園及び桂川ウェルネスパークの効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。

（一） 指定管理者制度の導入に伴う改正

（1） 地方自治法の規定に基づき、芸術の森公園及び桂川ウェルネスパークについて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとした。

（2） 桂川ウェルネスパークの指定管理者が行う固有の業務を定めることとした。

（3） この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

（二） 利用料金制の導入に伴う改正

（1） 地方自治法の規定に基づき、桂川ウェルネスパークの利用料金を指定管理者の収入とすることとした。

（2） 利用料金の額は、現行の使用料の額を限度額として、その限度額を上限とする範囲内で知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。

2 その他規定の整備を行うこととした。

3 この条例は平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、1（一）（三）については、公布の日から施行することとした。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（住宅課）

1 住宅に困窮する低額所得者に対して住宅を供給するため準特定優良賃貸住宅を設置するとともに、当該住宅の効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。

（一） 準特定優良賃貸住宅の設置に伴う改正

（1） 県営住宅の定義を公営住宅法に基づく住宅から公営住宅法に基づく住宅及び準特定優良賃貸住宅に改めることとした。

（2） 準特定優良賃貸住宅の名称及び位置を定めることとした。

- (3) 準特定優良賃貸住宅の管理について必要な事項を定めることとした。
 - (二) 指定管理者制度の導入に伴う改正
 - (1) 地方自治法の規定に基づき、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に準特定優良賃貸住宅の管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (i) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (ii) 指定管理者の指定の手続
 - (iii) 事業報告書の作成及び提出
 - (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
 - 2 県営住宅の入居者資格に、入居の申込みの時に地方税を滞納していない者であることを加えることとした。
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は公布の日から施行することとした。ただし、1(二)については、平成二十年八月一日から施行することとした。
- 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第十七号)(教育庁学術文化財課)**
- 1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、山梨県文化財保護条例に基づく事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
 - 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十八号)(企画部県民室男女共同参画課)**
- 1 山梨県立男女共同参画推進センターの効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 指定管理者制度の導入に伴う改正
 - (1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (i) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (ii) 指定管理者の指定の手続
 - (iii) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (iv) 事業報告書の作成及び提出
 - (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。

- (二) 利用料金制の導入に伴う改正
 - (1) 地方自治法の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入とすることとした。
 - (2) 利用料金について、その限度額を定め、かつ、その限度額を上限とする範囲内において知事の承認を受けて指定管理者が定めることとした。
 - (3) 利用料金の還付及び減免について規定することとした。
 - 2 この条例は、平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(2)については、公布の日から施行することとした。
- 山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(教育庁学術文化財課)**
- 1 山梨県立美術館及び山梨県立文学館の開館時間等について定めることとした。
 - 2 山梨県立美術館及び山梨県立文学館の効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 指定管理者制度の導入に伴う改正
 - (1) 地方自治法の規定に基づき、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせるものとし、次の事項を定めることとした。
 - (i) 指定管理者が行う業務の範囲
 - (ii) 指定管理者の指定の手続
 - (iii) 休館日、利用時間等の指定管理者が行う管理の基準
 - (iv) 事業報告書の作成及び提出
 - (2) この条例の施行の日前においても、指定管理者を指定することができることとした。
 - 3 開館時間等の変更にかんがみ、展示室等の使用料の改定を行うこととした。
 - 4 この条例は平成二十一年四月一日から施行することとした。ただし、2(2)は公布の日から、3については平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例等を廃止する条例(条例第二十号)(医務課)**
- 1 山梨県立大学への統合の完了等に伴い、次の条例を廃止することとした。
 - (一) 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例
 - (二) 山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例
 - (三) 山梨県立看護大学設置及び管理条例
 - (四) 山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例
 - 2 次の条例について規定の整備を行うこととした。
 - (一) 山梨県学校職員給与条例

<p>(二) 山梨県職員定数条例</p> <p>(三) 山梨県職員等の給与の特例に関する条例</p> <p>(四) 山梨県職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>4 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県立保存民家設置及び管理条例を廃止する条例（条例第二十一号）（教育庁学術文化財課）</p> <p>1 重要文化財安藤家住宅の南アルプス市への譲渡に伴い、山梨県立保存民家設置及び管理条例を廃止することとした。</p> <p>2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（条例第二十二号）（税務課）</p> <p>1 本県における産業集積の形成及び活性化を図るため、次のとおり特別措置を定めることとした。</p> <p>(一) 課税免除を行う税目 不動産取得税及び固定資産税</p> <p>(二) 要件</p> <p>(1) 対象地域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）（第五条第五項の同意（法第六条第一項の同意を含む。）を得た法第五条第一項の基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた法第四条第二項第二号の集積区域（以下「産業集積区域」という。）） 対象者</p> <p>(2) 法第十五条第二項の承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（以下「省令」という。）（第三条の対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（省令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。））</p> <p>(3) 対象不動産及び構築物 産業集積区域内において同意基本計画の同意日から起算して五年以内に承認企業立地計画に従って対象施設を設置した場合について、次の税目の区分に応じた不動産及び構築物を対象とする。</p> <p>(i) 不動産取得税 対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地（同意日以後に取得したものに限る。）</p>	<p>(ii) 固定資産税 対象施設の用に供する構築物（同意日以後に取得したものに限る。）</p> <p>(三) 固定資産税の課税免除期間 対象施設の用に供する構築物を取得した日から起算して三年以内に到来する固定資産税の賦課期日に係る各年度分の固定資産税</p> <p>2 その他必要な事項を定めることとした。</p> <p>3 この条例は、公布の日から施行し、平成二十年二月一日から適用することとした。</p> <p>山梨県奨学金貸付条例を廃止する条例（条例第二十三号）（教育庁高校教育課）</p> <p>1 財団法人山梨みどり奨学会の奨学金の充実にかんがみ、山梨県奨学金貸付条例を廃止することとした。</p> <p>2 その他規定の整備を行うこととした。</p> <p>3 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p>
<p>山梨県条例第一号 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）（第十六条第一項の規定に基づき、山梨県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。）（拠出率）</p> <p>第二条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第十九条第一項の条例で定める割合は、一万分の九とする。）（積立て）</p> <p>第三条 基金に積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。（管理）</p>	<p>条 例</p> <p>山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。 平成二十年三月二十八日 山梨県知事 横 内 正 明</p>

一の二 法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 法第二百九十六条の五第二項の規定による財産及び公の施設の処分及び廃止に係る同意
 ロ 法第二百九十六条の五第五項の規定による不均一の課税及び徴収に係る同意

甲府市
 富士吉田
 市 山梨
 市 韮崎
 市 南ア
 ルプス市
 甲斐市
 笛吹市
 甲州市
 市川三
 郷町 昭
 和町 道
 志村 忍
 野村

第二条の表五の二の項中「早川町」を「早川町 道志村 忍野村」に改める。
 第二条の表九の項中「及び第十二項ただし書」を「第十二項ただし書及び第十三項ただし書」に改め、同項ノ中「第三項まで」の下に「及び第七項」を加え、同項中フをコとし、ヤからケまでをマからフまでとし、クの次に次のように加える。
 ヤ 法第六十八条の五の二の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請の受付
 第二条の表中十の三の項を十の四の項とし、十の二の項を十の三の項とし、十の項の次に次のように加える。

十の二 採石法（昭和二十五年法律第一百九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

南アルプ
 ス市 甲

イ 法第三十三条の規定による認可
 ロ 法第三十三条の五第一項の規定による変更の認可
 八 法第三十三条の五第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
 二 法第三十三条の五第四項の規定による法第三十三条の三第一項第一号及び第二号の事項の変更の届出の受理
 ホ 法第三十三条の六の規定による意見の聴取及び通報
 ヘ 法第三十三条の九の規定による変更の命令
 ト 法第三十三条の十の規定による休止及び廃止の届出の受理
 チ 法第三十三条の十二の規定による認可の取消し及び休止の命令
 リ 法第三十三条の十三第一項の規定による災害防止のための措置及び休止の命令
 又 法第三十三条の十三第二項の規定による措置（法第三十三条又は第三十二条の八の規定に違反した者に対するものに限る。）の命令
 ル 法第三十三条の十四第一項の規定による要請の受理
 ヲ 法第三十三条の十四第二項の規定による調査及び措置
 ワ 法第三十三条の十七の規定による廃止した者に対する措置の命令
 カ 法第三十四条の四第一項の規定による聴聞（チに係るものに限る。）
 ヨ 法第三十四条の六の規定による指導及び助言（イからワまでに係るものに限る。）
 タ 法第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（イからワまでに係るものに限る。）
 レ 法第四十二条の二の規定による国及び地方公共団体との協議

斐市
 州市
 野村 忍
 甲

第二条の表十三の二の項中「西桂町 忍野村」を「道志村 西桂町 忍野村 丹波山村」に改める。
 第二条の表十五の三の項中「昭和三十九年法律第二百二十九号」の下に「。次項において「法」という。」を加える。
 第二条の表十五の五の項中「山梨市」を「山梨市 大月市」に、「笛吹市」を「笛吹市 上野原市」に改め、同項を同表十五の六の項とし、同表中十五の四の項を十五の五の項とし、十五の三の項の次に次のように加える。

十五の四 法に基づく事務のうち次に掲げるもの
 イ 法第二十条の規定による開始の届出の受理
 ロ 法第二十一条の規定による廃止及び休止の届出の受理
 ハ 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収並びに質問及び立入

南アルプ
 ス市 忍
 野村 山
 中湖村

検査
二 法第二十三条の規定による制限及び停止の命令

第一条の表十六の項の次に次のように加える。

<p>十六の二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（法第十六条に規定する河川管理者の認可を受けなければならない採取計画を定めた砂利採取場に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第十六条の規定による認可</p> <p>ロ 法第二十條第一項の規定による変更の認可</p> <p>ハ 法第二十條第二項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>ニ 法第二十條第三項の規定による法第十八條第一項第一号及び第二号の事項の変更の届出の受理</p> <p>ホ 法第二十二條の規定による変更の命令</p> <p>ヘ 法第二十二條第一項の規定による災害防止のための措置及び停止の命令</p> <p>ト 法第二十三條第二項の規定による措置（法第十六条又は第二十一条の規定に違反した者に対するものに限る。）の命令</p> <p>チ 法第二十四條の規定による廃止の届出の受理</p> <p>リ 法第二十六條の規定による認可の取消し及び停止の命令</p> <p>又 法第三十三條の規定による報告の徴収（イからリまでに係るものに限る。）</p> <p>ル 法第三十四條第二項の規定による立入検査及び質問（イからリまでに係るものに限る。）</p> <p>ヲ 法第三十六條第三項の規定による通報</p> <p>ワ 法第三十七條第一項の規定による要請の受理</p> <p>カ 法第三十七條第二項の規定による調査及び措置</p> <p>ヨ 法第三十八條第一項の規定による聴聞（リに係るものに限る。）</p> <p>タ 法第四十一條第一項の規定による指導及び助言（イからカまでに係るものに限る。）</p> <p>レ 法第四十三條の規定による国及び地方公共団体との協議</p>	<p>南アルプ 又市 斐市 甲 州市 忍 野村</p>
--	---

の規定による公示
八 法第四条第一項の規定による規制基準の設定
二 法第二十一条の規定による協力の要請及び意見の申出

野村

第二条の表十九の項中「ナ」を「ム」に改め、同項ムを同項ナとし、同項ラ中「ナ」を「ム」に改め、同項ラを同項ウとし、同項ナ中「リ、又及びユ」を「ホ、又、ル、ヲ、ワ及びカ」に改め、同項ナを同項ムとし、同項ネ中「リ、又及びユ」を「ホ、又、ル、ヲ、ワ及びカ」に改め、同項ネを同項ラとし、同項ツ中「法」の下に「第三十四條の二第二項及びビ」を加え、同項ツを同項ナとし、同項ソ中「法」の下に「第三十四條の二第二項及びビ」を加え、同項ソを同項ネとし、同項レ中「法」の下に「第三十四條の二第二項及びビ」を加え、同項レを同項ツとし、同項タ中「法」の下に「第三十四條の二第二項及びビ」を加え、同項タを同項ソとし、同項ヨ中「法」の下に「第三十四條の二第二項及びビ」を加え、同項ヨをレとし、カをタとし、ワをヨとし、ヲをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第四十三條第三項の規定による市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物及び特定工作物の新築等に係る国の機関等との協議

第二条の表十九の項ルを同項ヲとし、同項又を同項ルとし、同項リ中「第四十一條第二項」の下に「（法第三十四條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項リを同項又とし、同項チ中「第四十一條第一項」の下に「（法第三十四條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第三十四條の二第一項の規定による開発許可の特例に係る国の機関等との協議

第二条の表十九の項中「甲斐市」を「甲斐市 忍野村」に改める。
第二条の表十九の二の項の次に次のように加える。

<p>十九の三 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第三条の規定による地域の指定</p> <p>ロ 法第四条第一項及び第二項の規定による規制基準の設定</p> <p>ハ 法第五条第二項の規定による意見の聴取</p> <p>ニ 法第六条の規定による公示</p> <p>ホ 法第二十一条第一項の規定による協力の要請</p>	<p>南アルプ 又市 斐市 甲 吹市 忍 野村</p>
---	---

十九の四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第四条第一項の規定による届出の受理

ロ 法第五条第一項の規定による申出の受理

ハ 法第六条第一項の規定による買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び買取りの協議を行う旨の通知

ニ 法第六条第三項の規定による買取りの希望がない旨の通知

葦崎市
南アルプ
ス市 甲
斐市 甲
州市 昭
和町 忍
野村 山
中湖村

第一条の表二十の項の次に次のように加える。

二十の二 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令（昭和四十八年政令第二百号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第三条の規定による調査

ロ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第四条第一項の規定による指示

ハ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第四条第二項の規定による売渡しの命令

ニ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第四条第四項の規定による裁定

ホ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第四条第五項の規定による通知

ヘ 政令第二条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第五条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問

ト 政令第二条第二項の規定に基づく法第五条第二項の規定による立入検査及び質問

山梨市
南アルプ
ス市 甲
斐市 甲
吹市 甲
州市 市
川三郷町
昭和町
忍野村

第二条の表二十一の三の項を同表二十一の五の項とする。

第二条の表二十一の二の項中、「及び次項」を「から二十一の六の項まで」に改め、同項を同表二十一の四の項とし、同表二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号。以下この項において「法」という。）及び国民生活安定緊急措置法

山梨市
南アルプ

施行令（昭和四十九年政令第四号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 政令第四条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第七条第一項の規定による標準価格に関する指示

ロ 政令第四条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第七条第二項の規定による標準価格に関する指示に従わなかった旨の公表

ハ 政令第四条第一項第二号及び第三号の規定に基づく法第三十条第一項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問（イ、ロ、ニ及びホに係るものに限る。）

ニ 政令第四条第一項第三号の規定に基づく法第六条第二項の規定による標準価格及び販売価格の表示の指示

ホ 政令第四条第一項第三号の規定に基づく法第六条第三項の規定による標準価格及び販売価格の表示の指示に従わなかった旨の公表

ス市 甲
斐市 甲
吹市 甲
州市 市
川三郷町
昭和町
忍野村

二十一の三 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第三条第一項の規定による地域の指定

ロ 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示

ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定

ニ 法第二十条の規定による協力の要請及び意見の申出

南アルプ
ス市 甲
斐市 甲
吹市 忍
野村

第一条の表二十一の五の項の次に次のように加える。

二十一の六 法に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 法第七条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理

ロ 法第七条の二第一項の規定による設置後及び変更後の水質検査に係る指導及び助言

ハ 法第七条の二第二項の規定による設置後及び変更後の水質検査に係る勧告

ニ 法第七条の二第三項の規定による設置後及び変更後の水質検査に係る措置の命令

ホ 法第十二条の二第一項の規定による定期検査に係る指導及び助言

ヘ 法第十二条の二第二項の規定による定期検査に係る勧告

ト 法第十二条の二第三項の規定による定期検査に係る措置の命令

甲府市

第二条の表二十二の六の項中「平成十八年法律第九十一号」の下に「。次項において「法」という。」を加え、同項を同表二十二の七の項とし、同表二十二の五の項の次に次のように加える。

二十二の六 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び国有財産法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 政令第六條第二項の規定に基づく法第百十六條第一項の規定による登記権利者としての登記の嘱託（河川法第百條第一項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの（口において「準用河川用地」という。）に係るものに限る。） ロ 政令第六條第二項の規定に基づく法第百十六條第二項の規定による登記義務者としての登記の嘱託（準用河川用地に係るものに限る。）	甲府市 南アルプス市 斐市 吹市 甲州市 西桂町 忍野村
---	--

第二条の表二十二の七の項の次に次のように加える。

二十二の八 法に基づく事務のうち次に掲げるもの イ 法第十二條第一項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理 ロ 法第十二條第二項の規定による変更の届出の受理 ハ 法第十二條第三項の規定による措置の命令	富士吉田 市山梨 市南アルプス 市山中湖 村
--	------------------------------------

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二條の表一の項、一の二の項、一の三の項、五の二の項、十の二の項、十三の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十六の三の項、十九の項、十九の三の項、十九の四の項、二十一の三の項、二十一の六の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二條の表一の項、一の二の項、一の三の項、五の二の項、

十の二の項、十三の二の項、十五の四の項、十六の二の項、十六の三の項、十九の三の項、十九の四の項、二十一の三の項、二十一の六の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「短期大学及び宝石美術専門学校」を「宝石美術専門学校及び農業大学校」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第六号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例
山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。
別表第二の百七十一の二の項中「四万二千円」を「三万一千円」に改め、同表百七十一の三の項中「一万五千元」を「一万三千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七号

山梨県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県薬事法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び薬事法施行令」を、「薬事法施行令」に改め、「政令」という。」「の下に「及び薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。）」を加える。

別表中二十八の項を三十の項とし、十八の項から二十七の項までを二項ずつ繰り下げ、十七の項の次に次のように加える。

十八 法第三十六条の四第一項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質を確認するための試験の実施	登録販売者試験手数料	一万四千元
十九 法第三十六条の四第二項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録	販売従事登録手数料	七千六百元

別表に次のように加える。

三十一 省令第五百五十九条の十一第一項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	二千元
三十二 省令第五百五十九条の十二第一項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	三千元

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第八号

山梨県土地開発基金条例の一部を改正する条例

山梨県土地開発基金条例（昭和四十四年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3 基金の額は、前項の規定により積立てが行われたときは積立額相当額増加し、第七条の規定により処分が行われたときは処分額相当額減少するものとする。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（処分）

第七条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第九号

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成五年山梨県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、職業能力開発校等若しくは」を「又は」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十号

山梨県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

山梨県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年山梨県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「とき 二万円」を「とき 五万円」に改め、同項第二号中「とき 五万円」を「とき 十二万五千円」に改め、同項第三号中「とき 十万円」を「とき 二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十三条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第四項第一号中「三万円」を「七万五千円」に改め、同号口中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同号八中「十万円」を「二十五万円」に改め、同項第二号イ中「三万円」を「七万五千円」に改め、同号口中「五万円」を「十二万五千円」に改め、同号八中「十万円」を「二十五万円」に改める。

別表三十五歳未満の者の項中「三、五〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の者の項中「四、五〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の者の項中「六、〇〇〇円」を「一、四、三〇〇円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の者の項中「七、四〇〇円」を「一、七、三〇〇円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の者の項中「八、九〇〇円」を「一、八、八〇〇円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の者の項中「一〇、八〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の者の項中「一三、三〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県心身障害者扶養共済条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において心身障害者扶養共済制度（以下この項において「共済制度」という。）に加入している者及び施行日の前日において他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入している者であつて施行日以後に新条例第四条第一項の規定により共済制度に加入したものを

（新条例第十六条第一項第二号ただし書の規定に該当するため身体に著しい障害を有する状態となつたが加入者としての地位を失わない者を除く。次項において「改正前加入者」という。）に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定の適用については、次に定めるところによるものとする。

一 昭和五十四年十月一日以後に共済制度（この条例による改正前の山梨県心身障害者扶養共済条例（第三号）において「旧条例」という。）第四条第二項又は新条例第四条第二項の規定により共済制度に加入した者であつては、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度。以下この号において同じ。）に加入した者であつて加入者となつた時の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に共済制度に加入した者であつて加入者となつた時の年齢が四十五歳未満であつたものについては、新条例第六条第一項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより」とあるのは「規則の定めるところにより」と、「別表」とあるのは「附則別表第一」とする。

二 前号に掲げる者以外の者については、新条例第六条第一項中「加入を認められた日の属する月から、規則の定めるところにより、加入時の」とあるのは「規則の定めるところにより、昭和六十一年四月一日における」と、「別表」とあるのは「附則別表第二」と、「二十年」とあるのは「二十五年」とする。

三 施行日の前日において、旧条例第六条第三項に規定する口数追加加入者となつている者については、新条例第六条第三項中「別表」とあるのは「附則別表第一」と、附則別表第一中「加入者となつた時」とあるのは「口数追加加入者となつた時」とする。

3 新条例第十三条第二項各号及び同条第三項各号並びに第十三条の二第二項各号、同条第三項各号、同条第四項第一号イから八まで及び同項第二号イから八までの規定にかかわらず、改正前加入者に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千円」とあるのは「七万五千円」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、「七万五千円」とあるのは「四万五千円」とする。

4 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の脱退の申出及び口数追加加入者の口数の減少の申出に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第一（附則第二項関係）

加入者となつた時の年齢区分	掛金月額

ジ 検査装置 同 八六〇円
ブ 顕微鏡 同 九一〇円

別表第二号の表素材、機械、電子及び化学の項中、「(走査型プローブ顕微鏡による測定)」を「(走査型プローブ顕微鏡による測定)」を同
(演算型ブロックゲージ検査装置による測定)

定) 一件 一、五七〇円 に、「(高周波材料特性測定機器による測定)」を同
(高周波材料特性測定機器による測定)

定) 同 (ファストレンジントノバ)を同
(電源周波数磁界発生器による測定)

測定) 同 二、五七〇円 に、「(粘度計による測定)」を同
(粘度計による測定)

測定) 同 二、二五〇円 に、「(レーザーアブレイション質量分析装置による分析)」を同
(レーザーアブレイション質量分析装置による分析)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十三号
山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立産業技術短期大学校設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表中「三五二、八〇〇円」を「三八一、七〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、八〇〇円」に改める。
別表第一二号の表中「三、〇〇〇円以上七、五〇〇円」を「三、二〇〇円以上八、一〇〇円」に改める。

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十八日
山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十四号
山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。
第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 山梨県立富士湧水の里水族館(以下「水族館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 水産動植物を飼養し、栽培し、及び展示すること。
- 二 水産動植物に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 三 水産動植物に関する講習会及び催しを開催すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、水族館の設置の目的を達成するため必要な事業(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に水族館の管理を行わせるものとする。

第六条及び第七条を削る。
第五条第一項第三号中「翌年一月一日まで」を「翌年の一月一日までの日」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第七条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条第一号、第三号及び第四号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、水族館の効用を發揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、水族館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第八条を第十五条とし、第七条の次に次の七条を加える。

(開館時間)

第八条 水族館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第九条 水族館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具若しくは水産動植物を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、水族館を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十一条 水族館を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、水族館を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 水族館の管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、水族館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

別表中「(第四条関係)」を「(第十一条関係)」に、「入館料」を「利用料金限度額」に、「定期入館料」を「定期利用料金限度額」に改め、同表備考二中「定期入館料」を「定期利用料金」に、「第三条の許可」を「第九条第一項の承認」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士

湧水の里水族館の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十五号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条第一項中、「第四条第一項又は第六条の許可」を「若しくは第四条第一項の許可又は第十四条第一項若しくは第二項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。）」に、「納入しなければならぬ」を「納付しなければならぬ」に改め、同項第二号中「第六条の許可」を「第十四条第一項又は第二項の承認」に改め、同条第三項中「既納の」を「既に納付した」に、「返還しない」を「還付しない」に改め、同項ただし書中「返還する」を「還付する」に改める。

第十四条第一項中「第六条第一項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する」を削り、同条第四項中「承認」の下に、「山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。」を加える。

第十七条中「事項」の下に、「山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあつては、第三号に掲げる事項を除く。」を加え、同条第四号中「書類」を「事項」に改める。

別表第四第一号及び第二号を次のように改める。

一 施設を利用する場合

施設 の 名 称	一 時 間	一 日	
		午前九時～午後九時	
茶室（茶席、和室及び立礼席）	一、二七五〇円	二七、五一〇円	
茶室（茶席）	一、二六〇円	二二、六〇〇円	
茶室（和室）	九四〇円	九、四五〇円	

茶室（立礼席）

九四〇円

九、四五〇円

備考 一 時間を単位として利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単 位	金 額
茶道具	一個一回	三六〇円

別表第四第三号中「第六条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同号の表中「有料公園施設」を「茶室及びその附帯施設」に改める。

別表第五山梨県曾根丘陵公園の項の次に次のように加える。

山梨県芸術の森公園

別表第五に次のように加える。

山梨県桂川ウエルネスパーク

農林業の体験の機会の提供に関する業務

別表第六中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 山梨県桂川ウエルネスパークを利用する場合

施設 の 名 称	一 時 間
料理教室兼作業室	三三〇円
会議室	三八〇円

備考 利用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県都市公園条例第十条及び第十二条の規定の例により、山梨県芸術の森公園及び山梨県桂川ウエルネスパークの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十六号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 補則(第五十条 第五十六条)」を「第六章 準特定優良賃貸住宅の管理(第五十条)」に改める。

第五十七条)に改める。

第一条中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)に基づき」と及び「法及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか」を削る。

第二条第一号中「法」を「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)」に改め、「もの」の下に「並びに準特定優良賃貸住宅」を加え、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 準特定優良賃貸住宅 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成七年山

梨県条例第一号)第一条に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。

第三条第二項中「県営住宅」の下に「準特定優良賃貸住宅を除く。」を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

3 準特定優良賃貸住宅の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

第六条に次の一号を加える。

六 入居の申込みの時に、地方税を滞納していない者であること。

第四十三条中「第五十四条」を「第五十五条」に改める。

第四十七条中「(平成七年山梨県条例第一号)第六条」を「第九条」に改める。

第四十九条中「第五十一条から第五十三条まで」を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第五十六条を第五十七条とし、第五十五条を第五十六条とする。

第五十四条第二項中「第六章」を「第七章」に、「第五十条」を「第五十一条」に改め、同条を第五十五条とし、第五十三条を第五十四条とする。

第五十二条中「第五十四条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 準特定優良賃貸住宅の管理

(県営住宅の管理に関する規定の読替え適用等)

第五十条 準特定優良賃貸住宅の管理については、第六条第二号ロ、第七条第二項、第八条第三項、第十九条第二項、第三十三条第二項、第三十五条から第三十七条まで、第四十条第一項第六号、第四章、第五章、第五十一条及び第五十五条の規定は適用せず、第五条、第七条第一項、第十四条、第十七条第一項、第二十七条第一項、第二十九条第二項、第三十三条第一項、第三十四条、第三十八条、第三十九条、第五十二条第一項及び第五十三条の規定の適用については、第五条第三号中「公営住宅の借上げに係る契約の終了」とあるのは「県営住宅の入居者又は同居者の世帯構成からみて知事が入居者を募集しようとしている準特定優良賃貸住宅に当該入居者が入居することが適切であること。」と、同条第四号中「県営住宅建替事業による県営住宅の除却」とあるのは「準特定優良賃貸住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。」と、同条第五号中「第五条に規定する」とあるのは「第五条第一号に掲げる」と、第七条第一項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡し」とあるのは「準特定優良賃貸住宅の用途の廃止により当該準特定優良賃貸住宅の明渡し」と、第十四条及び第二十九条第二項中「に規定する」とあるのは「の規定の例による」と、第十七条第一項中「第三十条第一項又は第三十五条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、第二十七条第一項中「第六条第二号」とあるのは「第六条第二号(ロを除く。)」と、第三十三条第一項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡し」とあるのは「準特定優良賃貸住宅の用途の廃止により明渡し」と、「公営住宅」とあるのは「準特定優良賃貸住宅」と、第三十四条中「第三十二条」とあるのは「又は第三十二条」と、「あつせん等又は第三十六条の規定による県営住宅への入居」とあるのは「あつせん等」と、第三十八条の見出し中「公営住宅」とあるのは「準特定優良賃貸住宅」と、同条中「法第四十四条第三項の規定

による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却」とあるのは「準特定優良賃貸住宅の用途の廃止による準特定優良賃貸住宅の除却」と、「当該公営住宅」とあるのは「当該準特定優良賃貸住宅」と、「に規定するところ」とあるのは「の規定の例」と、第三十九条中「県営住宅監理員（法第三十三条第二項の規定により知事が任命する者をいう。以下同じ。）又は知事の指定する者」とあるのは「知事の指定する者」と、第五十二条第一項中「県営住宅監理員又は知事の指定した職員」とあるのは「知事の指定した職員」と、第五十三条中「場合（第五十五条の規定の適用を受ける場合を含む。）とあるのは「場合」とする。

別表第二（第三条関係）

名	称	位	置
塩部第一団地		甲府市	
塩部第二団地		甲府市	
和戸団地		甲府市	
東山梨めぐもり団地		山梨市	
葎崎穂坂団地		葎崎市	
楡形小笠原団地		南アルプス市	
勝沼下岩崎団地		甲州市	
鰍沢北部団地		南巨摩郡鰍沢町	
河口湖小立団地		南都留郡富士河口湖町	

第二条 山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」の下に、「第五十四条」を加え、「第五十一条 第五十七条」を「第五十五条 第六十一条」に改める。

第四十三条中「第五十五条」を「第五十九条」に改める。

第四十九条中「第五十二条から第五十四条まで」を「第五十六条から第五十八条ま

で」に改める。

第五十七条を第六十一条とし、第五十六条を第六十条とする。

第五十五条第二項中「第五十一条」を「第五十五条」に改め、同条を第五十九条とし、第五十四条を第五十八条とする。

第五十三条中「第五十五条」を「第五十九条」に改め、同条を第五十七条とし、第五十二条を第五十六条とし、第五十一条を第五十五条とする。

第五十条中「第五十一条及び第五十五条」を「第五十五条及び第五十九条」に改め、「適用せず」の下に、「第四条第一項」を、「第五条、第七条第一項」の下に、「第八条第二項、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条（第一項を除く。）、第十二条、第十三条第一項及び第三項」を、「第十四条、第十七条第一項」の下に、「及び第四項、第十九条第一項及び第三項、第二十三条、第二十五条ただし書、第二十六条第一項ただし書及び同条第二項」を、「第二十九条第二項」の下に、「第三十条第一項及び第三項、第三十二条」を加え、「第五十二条第一項及び第五十三条」を「第四十条（第二項を除く。）、第五十六条第一項並びに第五十七条」に改め、「適用については」の下に、「第四条第一項、第五条、第八条第二項、第九条第一項及び第三項、第十条、第十一条（第一項を除く。）、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十七条第四項、第二十三条、第二十五条ただし書、第二十六条第一項ただし書及び同条第二項、第三十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項並びに第四十条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」とを加え、「知事が入居者」を「指定管理者が入居者」に改め、「第三十条第一項」との下に、「同条第四項中「その日」とあるのは「知事がその日」と、第十九条第一項中「県の」とあるのは「県又は指定管理者の」と、同条第三項及び第三十四条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とを、「第三十四条中」の下に「、第十六条」とあるのは「若しくは第十六条」と、「徴収猶予」とあるのは「徴収猶予に関し必要があると認めるとき又は」と、「を加え、「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条」に改め、「第三十九条中」の下に「知事に」とあるのは「指定管理者に」と、「を加え、「第五十二条第一項中」を「第四十条第三項及び第四項中「知事は」とあるのは「知事は、指定管理者が」と、第五十六条第一項中「に、」を「第五十三条」を、「第五十七条」に、「（第五十五条）」を「（第五十九条）」に改め、第六章中同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成及び提出）

第五十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において

指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以

内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第五十一条各号に掲げる業務の実施の状況
 - 二 準特定優良賃貸住宅の管理の業務に係る収支の状況
 - 三 前二号に掲げるもののほか、準特定優良賃貸住宅の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項
- 第六章中第五十三条の前に次の三条を加える。
- (指定管理者による管理)

第五十条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に準特定優良賃貸住宅の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第五十一条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 入居者の決定その他の入居に関する行為に関する業務
 - 二 長期の不在の届出その他の届出の受理に関する業務
 - 三 同居の承認その他の承認に関する業務
 - 四 明渡し請求その他の明渡しに関する行為に関する業務
 - 五 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
 - 六 家賃の納付の促進に関する業務
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- (指定の手続)

第五十二条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
- 一 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、準特定優良賃貸住宅の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十年八月一日から施行する。
- (経過措置)

- 2 知事は、第二条の規定の施行の日(次項及び附則第四項において「施行日」という。)前においても、同条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)第五十条及び第五十一条の規定の例により、準特定優良賃貸住宅の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

- 3 第二条の規定の施行の際第一条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例の規定により知事がした入居の決定その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例の規定により知事に対してなされた入居の申込みその他の行為で施行日以後においては指定管理者に対してなされることとなる行為に係るものは、施行日以後における新条例の規定の適用については、指定管理者のした入居の決定その他の行為又は指定管理者に対してなされた入居の申込みその他の行為とみなす。
- 4 施行日前に第一条の規定による改正後の山梨県営住宅設置及び管理条例第二十三条の規定により長期不在の届出をしなければならないとされている事項で、施行日前にその届出がなされていないもの(準特定優良賃貸住宅に係るものに限り)については、施行日以後は、これを、新条例第五十三条において読み替えて適用する新条例第二十三条の規定により長期不在の届出をしなければならないとされた事項についてその手続がなされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十七号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「富士吉田市」を「富士吉田市 都留市」に、「笛吹市 甲州市」を「笛吹市 上野原市 甲州市 中央市」に、「昭和町」を「昭和町 西桂町 忍野村 富士河口湖町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては都留市、上野原市、中央市、西桂町、忍野村又は富士河口湖町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会とした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十八号

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の

二 第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 第三条各号に掲げる事業に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手續)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。

四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

第七条第一項第三号中、「翌年一月三日まで」を、「翌年の一月三日までの日」に改め、同項第四号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第八条及び第九条を次のように改める。

(利用時間)

第八条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第九条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 3 第一項の承認を受けた者は、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 第十条を第十五条とし、第九条の次に次の五条を加える。

(承認の取消し)

第十条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当する

と認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十一条 センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することができない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十三条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 センターの管理の業務に係る収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

別表中「(第六条関係)」を、「(第十一条関係)」に改め、同表第一号の表から別表第三号の表までの規定中「使用区分」を「利用区分」に改め、別表備考を次のように改める。

備考 利用時間がこの別表の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)(前におい

ても、この条例による改正後の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)(第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立男女共同参画推進センターの管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

3 この条例による改正前の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(次項において「旧条例」という。)(第五条第一項の規定によりされた許可であつて、当該許可に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第九条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第五条第一項の規定により許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十九号

改正する条例
山梨県立美術館設置及び管理条例及び山梨県立文学館設置及び管理条例の一部を

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

第一条 山梨県立美術館設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十七条とする。

第十條中「場合」を「とき」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十六条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第六条各号に掲げる業務の実施の状況

二 美術館の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、美術館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

第九條中「既納の」を「既に納付した」に、「場合」を「とき」に改め、同条を第

十四条とする。

第八条の見出し中「使用」の下に「の承認等」を加え、同条第一項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

3 第十条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(承認の取消し)

第十三条 指定管理者は、美術館を利用する者が第十条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は前条第一項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第十一条第一項の承認に準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第七条の見出しを「(特別観覧の承認等)」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

3 前条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。この場合において、同条第二項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「(観覧の承認等)」に改め、同条第一項中「教育委員会の」を「指定管理者の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
二 施設、設備器具又は美術品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

第五条第一項第五号を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第八条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第八条の次に次の一条を加える。

(開館時間)
第九条 美術館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

第四条の次に次の三条を加える。
(指定管理者による管理)
第五条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管

理者」という。)に美術館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認(第十一条第一項の承認を除く。)(に関する業務
二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
三 第三条第五号に掲げる事業に関する業務

四 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(指定の手続)

第七条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、美術館の効用を發揮することができるものであること。
二 事業計画の内容が、美術館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

別表第一中「(第六条関係)」を「(第十条関係)」に改め、同表第三号の表備考中「第六条第一項」を「第十条第一項」に改める。

別表第二中「(第七条関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

別表第三中「(第八条関係)」を「(第十二条関係)」に、「九時三十分から十二時まで」を「午前九時から正午まで」に、「十三時から十七時まで」を「午後一時から午後五時まで」に、「九時三十分から十七時まで」を「午前九時から午後五時まで」

に、「五、五一〇円」を「五、八八〇円」に、「四、六八〇円」を「四、九九〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、二六〇円」に、「二、四七〇円」を「二、六八〇円」

に、「二、〇四〇円」を「二、四四〇円」に、「四、七八〇円」を「五、一八〇円」に、「一、〇六〇円」を「一、二七〇円」に、「二、四八〇円」を「二、六九〇円」

に、「二、二〇〇円」を「二、六四〇円」に、「五、一六〇円」を「五、六〇〇円」に、「二、五二〇円」を「三、〇二〇円」に、「五、九〇〇円」を「六、四〇〇円」

に改める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

第二条 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次の

ように改正する。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十七条とし、第十条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十六条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第六条各号に掲げる業務の実施の状況

二 文学館の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める事項

第九条を第十四条とする。

第八条の見出し中「使用」の下に「の承認等」を加え、同条第一項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「前納しなければならない」を「納付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

4 第十条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(承認の取消)

第十三条 指定管理者は、文学館を利用する者が第十条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は前条第一項の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定は、第十一条第一項又は第二項の承認に準用する。この場合において、前項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第七条の見出しを「(利用の承認等)」に改め、同条第三項中「前納しなければならない」を「納付しなければならない」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

4 前条第二項の規定は、第一項及び第二項の承認に準用する。この場合において、同条第二項中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

第六条の見出しを「(観覧の承認等)」に改め、同条第一項中「教育委員会の」を「指定管理者の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「前納しなければならない」を「納付しなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

第五条第一項第五号を削り、同条第二項を次のように改め、同条を第八条とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

第八条の次に次の一条を加える。

(開館時間等)

第九条 文学館(研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。)の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前九時から午後九時までとする。

3 文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 一号に掲げる日以外の日 午前九時から午後七時まで

二 日曜日、土曜日又は休日 午前九時から午後六時まで

4 前三項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

第四条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第五条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に文学館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の承認(第十一条第一項及び第二項の承認を除く。)に関する業務

二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三 第三条第五号に掲げる事業に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手続)

第七条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

とする。

- 一 事業計画の内容が、文学館の効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

別表第一中、「第六条関係」を、「第十条関係」に改め、同表第三号の表備考中「第六条第一項」を、「第十条第一項」に改める。

別表第二中、「第七条関係」を、「第十一条関係」に改める。

別表第三中、「第八条関係」を、「第十二条関係」に改め、同表第一号の表中「午前九時三十分」を「午前九時」に、「九七〇円」を「一、一七〇円」に、「三、五八〇円」を「三、七四〇円」に、「八、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に、「二九、六一〇円」を「三〇、八八〇円」に改め、別表第三号イの表中「午前九時三十分」を「午前九時」に改め、同表午前九時から正午までの欄中「二七〇円」を「三二〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に改め、同表午前九時から午後七時までの欄中「一、一四〇円」を「一、一九〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に改め、同号ロの表中「午前九時三十分」を「午前九時」に、「二七〇円」を「三二〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一三〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「四五〇円」を「四七〇円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は公布の日から、第一条中山梨県立美術館設置及び管理条例第三の改正規定（「第八条関係」を「第十二条関係」に改める部分を除く。）及び第二条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第三の改正規定（「第八条関係」を「第十二条関係」に改める部分を除く。）は平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 教育委員会は、この条例の施行の日（次項、附則第四項及び第五項において「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の山梨県立美術館設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第五条及び第七条の規定の例により、山梨県立美術館の管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（附則第四項において「指定管理者」という。）を指定することができる。

3 第一条の規定による改正前の山梨県立美術館設置及び管理条例第六条第一項又は第

八条第一項の規定によりされた承認であつて、当該承認に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第十条第一項又は第十二条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

4 教育委員会は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第五条及び第七条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

5 第二条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第六第一項又は第八第一項の規定によりされた承認であつて、当該承認に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第十条第一項又は第十二条第一項の規定によりされた利用の承認とみなす。

（山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正）

6 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「する者は」の下に「、山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）第十条第一項及び山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）第十条第一項の規定にかかわらず」を加え、同項第一号中「（昭和五十三年山梨県条例第五号）第六条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第三号中「（平成元年山梨県条例第十号）第六条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「、山梨県立美術館設置及び管理条例第六第二項」及び「、山梨県立文学館設置及び管理条例第六第二項」を削る。

山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例等を廃止する条例をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十号

山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 山梨県立看護大学短期大学部設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第三十六号）
- 二 山梨県立看護大学短期大学部授業料、入学料及び入学検定料条例（平成六年山梨県条例第三十七号）
- 三 山梨県立看護大学設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第四十六号）
- 四 山梨県立看護大学授業料、入学料及び入学検定料条例（平成九年山梨県条例第四十七号）

附則

び次条において「省令」という。(第三条の対象施設(次条、第三条及び第五条において「対象施設」という。)を設置した事業者(省令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。次条において同じ。))に対する県税の特別措置について定めるものとする。

(課税免除)

第二条 知事は、産業集積区域内において同意基本計画の同意(法第五条第五項の同意に限る。)(の日(以下この条において「同意日」という。))から起算して五年以内に承認企業立地計画に従って対象施設を設置した事業者について、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除するものとする。

一 不動産取得税 対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第五条第一号の事務所等に係るものを除く。)(又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日(翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。))に対して課するもの

二 固定資産税 対象施設の用に供する構築物で同意日以後に取得したもの(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第五条第二号の事務所等に係るものを除く。)(を取得した日から起算して三年以内に到来する固定資産税の賦課期日に係る各年度分の固定資産税として当該構築物に対して課するもの

(課税免除の申請)

第三条 前条の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 対象施設の取得年月日及び取得価額の明細
- 二 土地について前条第一号の適用を受けようとする場合は、当該土地の取得年月日、面積及び取得価額の明細
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(課税免除の取消し)

第四条 知事は、第二条の規定により課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- 一 第二条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかとなったとき。
- 二 偽りの申請その他不正の行為があったとき。

(徴収猶予)

第五条 知事は、対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地(以下この条において「家屋等」という。)(の取得に対して課する不動産取得税について、当該家屋等の取得者から第二条の規定の適用があるべき旨の申請があり、当該申請が真実である

と認められるときは、当該家屋等の取得に対して課する不動産取得税が同条の規定の適用を受けることとなる日までを限って、当該家屋等に係る不動産取得税額のうち課税免除すべき額に相当する税額を徴収猶予することができる。

(徴収猶予の取消し)

第六条 知事は、前条の規定により徴収猶予をした不動産取得税の全部又は一部について、第二条の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収するものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年二月一日から適用する。

山梨県奨学金貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十三号

山梨県奨学金貸付条例を廃止する条例

山梨県奨学金貸付条例(昭和四十二年山梨県条例第十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年三月三十一日において県内の高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは専攻科に在学し、現に奨学金の貸付けを受けている者については、この条例による廃止前の山梨県奨学金貸付条例(次項において「条例」という。)(の規定は、その者が当該学校の課程を修了し、又は退学するまでの間に限り、なおその効力を有する。

3 平成二十年三月三十一日までに貸し付けられた奨学金及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる条例の規定により貸し付けられた奨学金については、条例第八条から第十二条までの規定は、これらの奨学金の返還が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

(山梨県特別会計設置条例の一部改正)

4 山梨県特別会計設置条例(昭和三十九年山梨県条例第九号)の一部を次のように改

正する。
本則の表中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番